

倫理規程

<前文>

一般社団法人 BLP-Network（以下「この法人」という。）のすべての社員及び役職員は、企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集し、社会的企業や NPO・NGO による様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援するというその設立の目的を果たすため、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、社会的企業や NPO・NGO による様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援するという重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、暴力団等の反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 社員及び役職員は、その職務や地位を、専ら自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人は、 理事会の決議 を行うに当たっては、当該決議 について特別の利害

関係を有する 理事を除いて行わなければならない。

- 2 この法人は、支援対象団体（活動支援団体の支援先である団体又は個人をいう。以下同じ。）の選定又は監督にかかる業務遂行又は意思決定を行うにあたっては、当該団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずる地位にある理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、支援対象団体に対する役務の提供を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。
- 4 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 社員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研 鑽）

第10条 この法人の役職員は、社会的課題の解決や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、様々な社会課題の解決・新しい社会の創造に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

（規程遵守の確保）

第11条 この法人は、必要あるときは、社員総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和6年4月12日から施行する。（令和6年4月12日社員総会決議）

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 11 日から施行する（令和 8 年 8 月 11 日社員総会決議）